

無煙炭化器の貸出に関する事務取扱要領

〔 制 定
令和 8 年 3 月 31 日 付 け
7 農技第 829 号 農業技術課長通知 〕

(趣旨)

第 1 本要領は、農業分野でのゼロカーボンを推進するため、農地への炭素貯留の取組を加速化することを目的に、農業農村支援センター（以下「センター」という。）へ配備をしている果樹せん定枝等の営農上生じる未利用有機質資源を炭化するための炭化器（以下「無煙炭化器」という。）を地域の農業者へ貸出を行う際に必要な事項を定める。

(貸出対象者)

第 2 貸出対象者は次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 自身の営農活動において生じる未利用有機質資源（果樹せん定枝等）を無煙炭化器により炭化し、農地へ施用する目的で利用する者
- (2) 林野火災の防止や近隣の生活環境への配慮等を行うこと旨を誓約した者

(貸出申請)

第 3 無煙炭化器の貸出を希望する者（以下「利用者」という。）は、無煙炭化器を使用する農地を管轄するセンターへ、貸出申込書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

(貸出期間)

第 4 無煙炭化器を用いて炭化を行うために必要最低限の期間とし、最長 7 日間とする。

(貸出料金)

第 5 無煙炭化器の貸出料金は無料とする。ただし、運搬等にかかる経費は利用者の負担とする。

(利用者の義務)

第 6 利用者は、無煙炭化器の使用にあたっては火災の防止、周囲の生活環境への配慮を徹底し、無煙炭化器の管理について全責任を負うものとする。

- 2 利用者は、無煙炭化器の返却時において、その利用により破損、損傷を生じさせた場合は、センターへ報告し、指示を仰がなければならない。

(事故の責任)

第 7 無煙炭化器の使用により、事故が発生した場合においては、利用者において、一切の責任を負うものとする。

(実績の報告)

第 8 利用者は返却時において、無煙炭化器による炭化量及びそれを施用したほ場の面積を報告するものとする。

- 2 センターは毎年度末において、当該年度の貸出実績を様式第 2 号に取りまとめの上、翌年度の 4 月 15 日までに農業技術課長へ報告しなければならない。

附 則

制定 令和8年3月31日付け7農技第〇〇号農業技術課長通知

適用 この要領は令和8年4月1日より適用する。